

福岡県公報

令和二年七月十四日
第百十九号
増刊
①

目次

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) …………… 一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第七十六号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

令和二年七月十四日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

一 病院 福岡市(西区)の表中

聖峰会マリリン病院	〃	小戸三―五五―一二
〃	〃	〃
聖峰会マリリン病院	〃	小戸三―五五―一二
〃	〃	〃
松尾内科病院介護医療院	〃	下山門団地四〇―一五
〃	〃	〃

を

に改める。